

## 平成27年第4回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成27年7月15日（水曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第10号 専決処分の承認について  
「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第3号）
- 第 5 承認第11号 専決処分の承認について  
「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）
- 第 6 議案第44号 羽幌小学校改築（強電設備）工事請負契約について
- 第 7 議案第45号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）

### ○出席議員（11名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	8番 磯野直君
9番 逢坂照雄君	10番 寺沢孝毅君
11番 森淳君	

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副 町 長	江良貢君
教 育 長	山口芳徳君
監 査 委 員	鈴木典生君
会 計 管 理 者	今野睦子君
総 務 課 長	飯作昌巳君
総 務 課 主 幹	敦賀哲也君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
地域振興課長	酒井峰高君

地域振興課	富 樫 潤 君
政策推進係	三 浦 義 之 君
財務課	葛 西 健 二 君
財務課財政係	三 上 敏 文 君
建設水道課	石 川 隆 一 君
建設水道課	笹 浪 満 君
建設水道課	宮 崎 寧 大 君
建設水道課	山 川 恵 生 君
土木港湾係	鈴 木 繁 君
農林水産課	佐々木 慎 也 君
農林水産課	春日井 征 輝 君
農政係	
学校管理課	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 顕 君
総務係長	清 水 聡 志 君
書 記	土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成27年第4回羽幌町議会臨時会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成27年第4回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、夏祭りも終わり、何かとご多忙のところ、また先般の6月定例会に続きご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしております審議案件は、補正予算に伴う専決処分の承認2件、議案として工事請負契約1件、補正予算案1件の合わせて4件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

5番 小 寺 光 一 君                  6番 熊 谷 俊 幸 君  
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第10号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第10号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第3号）を議題とします。

本案について承認内容の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました承認第10号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めます。

平成27年7月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

天売中学校管理運営事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。専決処分は、平成27年6月25日付でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,939万円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の10款教育費、学校管理費において事務用機器購入費48万円の増額は、天売中学校の生徒増加に伴い教職員が3名増加となったことから、不足する教職員用パソコン3台を購入するものでございます。財源は、前年度繰越金を充てております。

以上、今回専決処分をいたしました補正予算についての説明内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」(第3号)は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第11号

○議長(森 淳君) 日程第5、承認第11号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」(第4号)を議題とします。

本案について承認内容の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました承認第11号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年7月15日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成27年度羽幌町一般会計補正予算(第4号)を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

まちづくり応援寄付金返礼事業に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。専決処分は、平成27年7月6日付でございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,327万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億266万1,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の2款総務費、企画費において2,327万1,000円の補正は、本年4月から実施したまちづくり応援寄付金返礼事業において当初見込み以上の申し込み件数及び寄附金額があったことから、今後不足する寄附者への返礼経費等を増額補正するものでございます。それでは、節ごとに説明をいたします。臨時職員賃金96万円の補正は、寄附件数の増加に伴う受け付け事務等の業務量増加に対応するため、臨時職員を雇用するものでございます。次に、寄附金返礼報償費2,193万2,000円の補正は、今までの寄附実績をもとに必要経費を推計したものでございます。手数料31万4,000円の補正は、寄附金の代理収納システム利用手数料、寄附金額の1%を手数料として納めるものでございます。器具等購入費6万5,000円は、寄附金制度PR用看板購入費でございます。財源は、前年度繰越金を充てております。

以上、今回専決処分をしました補正予算についての説明内容であります。よろしくご

承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について「平成27年度羽幌町一般会計補正予算」（第4号）は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第44号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第44号 羽幌小学校改築（強電設備）工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第44号 羽幌小学校改築（強電設備）工事請負契約について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結します。

平成27年7月15日提出、羽幌町長。

契約の目的、羽幌小学校改築（強電設備）工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1億1,826万円、うち消費税額876万円を含みます。契約の相手方、苫前郡羽幌町南大通2丁目3番地、藤森電設株式会社代表取締役、奥山光夫。

提案理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 羽幌小学校改築(強電設備)工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長(森 淳君) 日程第7、議案第45号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました平成27年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ194万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億460万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で6款農林水産業費、農業振興費において臨時職員賃金96万円の補正は、農業振興地域整備計画及び鳥獣被害に関する事務量等の増加に伴い、8月から8カ月間、一般事務補助員を雇用するもので、財源は前年度繰越金を充てております。

次に、8款土木費、河川管理費において測量調査等委託料98万3,000円の補正は、平成22年に発生した焼尻地区の豪雨災害対策について北海道が砂防事業の河川改修工事として取り組み、この事業実施に伴う河川流末整備は羽幌町の施行事業として実施することから、この対象地域の用地測量を実施する委託料でございます。財源につきましては、前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出一括して質疑を行い、討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第45号について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成27年第4回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 1時17分)